

○こうち人づくり広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例

平成14年12月 1 日

条 例 第 1 0 号

（目的）

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第 5 条第 1 項及び第35条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し規定することを目的とする。

（職務に専念する義務の免除）

第 2 条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

(1) 研修を受ける場合

(2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合

(3) 前 2 号に規定する場合を除くほか、任命権者が特に定める場合

附 則

この条例は、平成14年12月 1 日から施行する。